



※当該補助金は、A医師の人件費を補助するものではなく、A医師を医療機関Bに派遣することにより、医療機関Aで発生する経費やA医師不在により医療機関A院内で生じる経費を補助するもの

（対象経費の例）

- ・ A医師が医療機関Bへ派遣されることにより発生するA医師への交通費
- ・ A医師不在によるマンパワー不足などを解消するための、事務等の外部委託、非常勤職員雇用の賃金、他病院（X院）からの診療支援に対する謝金や報酬。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業 【包括交付金（12）】

【補助事業者】

新型コロナウイルス感染症患者対応で厳しい診療状況となっている救急告示病院等に医師等を派遣する医療機関
<想定派遣先>

道内に所在する救命救急センター / 二次救急医療機関 / へき地診療拠点病院 / 総合周産期母子医療センター
地域周産期母子医療センター / 小児地域医療センター / 小児地域支援病院

【補助事業】

新型コロナ対応への従事で厳しい診療状況となっている救急告示病院等に医師等を派遣し、地域医療の維持のために
従事（勤務）させること

※同一法人内の派遣は除く

※派遣する従事者は専門の知識・経験を有する者に限る

【対象従事者】

①医師 ※常勤・非常勤を問わない

②医師以外の医療従事者（看護師、各種技士等） ※常勤・非常勤を問わない

【補助額】

①医師（2,265円/H・人）

②医師以外（562円/H・人）

※上記基準額（上限額）と実支出額を比較して少ない方を選定：補助率10／10

【対象期間】

令和2年4月1日～令和3年3月31日（予定）※派遣期間は上限2か月まで。（月延べ5日以上の派遣）

【交付申請時期】

派遣元・派遣先にて調整の上、派遣開始日までに交付決定（派遣元より申請）※4月1日までの遡及可。
申請単位は派遣期間ごと。